

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

今月の視点

定額減税の対象となる人

定額減税が6月から

本人と配偶者・扶養親族について一人当たり所得税3万円（住民税1万円）を減税しますという定額減税が6月から始まり、源泉徴収税額に影響が出ます。この適用対象となる本人と配偶者・扶養親族については、次のような適用要件があります。

減税を受けられる本人の要件

1. 令和6年分の所得税の納税者
2. 日本国の居住者
3. 本年分の主たる給与の支払者からの給与収入が2,000万円以下（子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける人は、2015万円以下）

減税を受けられる配偶者の要件

1. この減税を受ける本人と同一生計
2. 合計所得金額が48万円以下
3. 非居住者でない
4. 青色事業専従者給与受給者・白色事業専従者控除適用者でない

合計所得金額48万円は給与年収では、103万円です。

源泉所得税の徴収計算で「扶養親族の数」を一人増やすことになる源泉対象配偶者及び配偶者控除適用を受けられる配偶者とは範囲が異なります。

源泉対象配偶者は、合計所得金額が95万円（給与収入では150万円）以下が要件ですが、減税対象配偶者の所得要件は48万円以下です。

減税を受けられる扶養親族の要件

1. 配偶者以外の親族
2. この減税を受ける本人と同一生計
3. 合計所得金額が48万円以下
4. 青色事業専従者給与受給者・白色事業専従者控除適用者でない

上記における親族とは、民法に定める親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）をいいます。

所得税の扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）も控除金額の計算対象に含まれます。

要件充足のための追加申告書

この減税を受ける本人の合計所得金額が900万円超のため、扶養控除等申告書の源泉控除対象配偶者の欄が空欄になり、減税対象配偶者要件に係る情報不足となる場合には、別途「源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に同一生計配偶者の情報を記載して、給与支払者に提出する必要があります。

減税での本人の所得要件と他の税制での所得要件もそれぞれ違うな。



令和6年5月送付分から 納付書の送付対象見直し

税務署が納付書を送ってこない

国税庁は、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。具体的な目標も掲げており、令和7年までに国税のキャッシュレス納付の割合を40%とするよう、キャッシュレス納付の利用推奨や利便性の向上のため、様々な施策を行っています。

その中で行政コスト抑制の観点を加えた理由に基づき、令和6年5月以降に送付する分から、e-Taxにより申告書を提出している法人の方などに、納付書の事前送付を取りやめるとしています。

事前送付が行われない方

○e-Taxにより申告書の提出をしている法人の方

○e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方（資本金が1億円超や通算法人等の特定の法人）

○e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方

○「納付書」を使用しない以下の手段により納付されている法人・個人の方

・ダイレクト納付・振替納税・インターネットバンキング等による納付・クレジットカード納付・スマホアプリ納付・コンビニ納付（2次元コード）

以上の方には、納付書の事前送付が行われません。また、源泉所得税の徴収高計算書や、消費税の中間申告書兼納付書につい

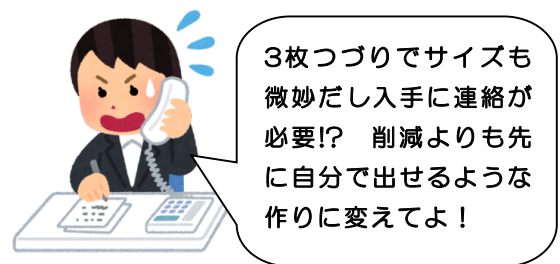
ては引き続き送付する予定と前書きしておきつつも、「電子申告及びキャッシュレス納付を是非ご利用ください」と利用を推奨しています。

申告は電子で納付は紙の場合

申告はe-Taxで行うものの、納付書を利用して納税しているという法人の方がいらっしゃると思いますが、この5月から「納付書が送られてこない！」と慌てないように気をつけましょう。

事前送付は行わないものの、納付書自体は所轄税務署に連絡すれば郵送してもらえますし、直接所轄税務署や金融機関（在庫があれば）に出向けば入手できます。

ただ、事前送付があった頃と比較してみると、手間もかかることですし、そろそろキャッシュレス納付を考えてもよい頃合いかもしれませんね。





問題社員・モンスター社員への対応（第2回）

【質問】

上司の指示を聞かず反抗的態度をとる、勤怠不良でやる気を感じないなどの問題社員が存在し、頭を抱えている。

何とかして会社から追い出したいのだが、どうすればよいか。

【回答】

前回は、どういった者が問題社員・モンスター社員に該当するのかを解説しました。

今回は、「これから問題社員・モンスター社員に対応しようとする場合の注意点」を解説します。

【解説】

(1)いきなり解雇は危険？

会社・事業者にとっては、問題社員・モンスター社員の存在自体が疎ましく、早く会社から去って欲しいと考えてしまうのではないのでしょうか。

たしかに、その心情自体は理解ができます。

しかし、感情だけで問題社員・モンスター社員の解雇その他の処遇を決めてしまうと、そこで会社・事業者の“負け”が決まってしまう。なぜなら、労働基準法、労働契約法などの労働法は、善良な社員と問題社員・モンスター社員とを問わず、抽象的に労働者を守るための法律だからです。すなわち、感情論による解雇その他の処遇は、法的根拠の裏付けがないため無効となるリスクが極めて高くなります。

仮に解雇が無効となった場合、会社・事業者は、問題社員・モンスター社員が実際に勤務していないにもかかわらず、解雇を言い渡した日から職場復帰するまでの期間中の賃金支払い義務を負担することになります（いわゆるバックペイ）。また、場合によっては慰謝料支払い義務が発生することもあります。会社・事業者にとっては、まさに“踏んだり蹴ったり”となりますので、感情だけで解雇その他の処遇を行うことはNGです。

(2)弁護士の動きが鈍い？

問題社員・モンスター社員への対処法につき弁護士に相談しても、“話がなかなか進まない”という不満を持たれる方が多いようです。

これは会社・事業者が考えているベクトルと、弁護士が考えているベクトルとにズレがあるからと考えられます。例えば、次のようなものです。

- ・【会社・事業者】相談日以前に発生した問題行動を理由として処分したい（過去へのベクトル）
- ・【弁護士】相談日以前に発生した問題行動を根拠に処分することは心許ないので、新たな証拠を確保して後日確実に処分したい（未来へのベクトル）

会社・事業者としては、問題社員・モンスター社員の言動に日々悩まされている以上、今直ぐにでも何らかの処分を実行したいと考えているかと思えます。しかし、実際には確実な証拠がなく、法律論として解雇はおろか懲戒処分を行うことさえ難しいという場合もあり、弁護士としても、このような問題点を認識しながら処分実行をお勧めするわけにはいきません（かえって会社・事業者の立場を危うくしかねません）。

決して弁護士が消極的になっている（さぼっている）わけではなく、問題社員・モンスター社員を一発で仕留めるためにタイミングを見計らっているとお考えください。

■事業再構築補助金の公募が再スタートしました！

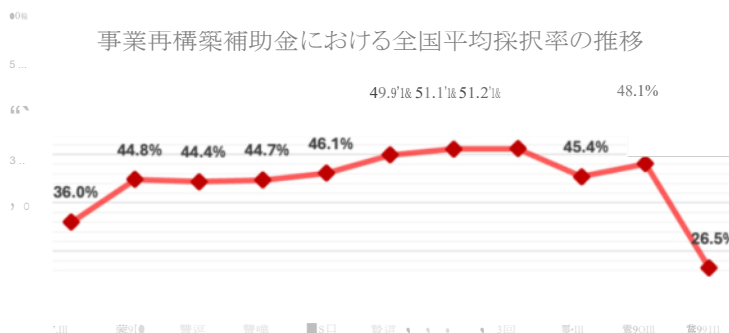
昨年8月を最後に公募がストップしていた事業再構築補助金ですが、本年4月23日ようやく次回の公募の詳細が発表されました！

今回からは制度の見直しも入ったことから、大幅な変更が起きていますので、前回までの振り返りも含めて解説いたします。

【前回の考察】

過去の採択率の推移をみていくと、おおむね50%前後の採択率となっていたものが、今回は大きく低下し、26.5%と極めて低い採択率となりました。

今回は審査を行っているタイミングで、制度の見直しを求める声が大きくなったため、より厳格な審査基準が設けられたことが大きな要因になっていると考えられます。



▲採択率の過去推移

また、業種別に見ると、製造業での採択率が最も高く、生活関連のサービス業・娯楽業、飲食業は採択されにくいという結果になりました。

今後は審査においてAIの導入、口頭審査の導入も予定されており、しっかりとした対策が必要となります。

【大きな変更点】

- ①事前着手申請の実質的な廃止
- ②口頭審査の追加
- ③実績報告の厳格化
- ④申請枠の大幅な変更(厳しくなっています)

①事前着手申請の廃止について

従来までの事業再構築補助金では、補助金の採択結果を待たずして、計画した事業をスタート(設備等の購入)することができました。

しかし、今回の公募から実質的にこの事前着手が不可能となってしまいました。

②口頭審査の追加

従来までは事業計画書等のみの審査でしたが、今回の公募から申請企業の代表者に対して口頭審査も加わりました。これは、申請企業全てが対象というわけではなく、おそらく採択内定企業の中から何らかの基準により選定された一部の企業のみになると思われます。

③実績報告の厳格化

過去の記事でもお伝えしておりますが、補助金は採択されたら終了ではなく、その後数年間に渡り国にその事業の状態を報告しなければなりません。

従来であれば、年に1回のみ報告が義務化されていましたが、今後は年に4回(四半期に1回)の報告が必要となりました。

④申請枠の大幅な変更

こちらについては、一覧にした表をご覧くださいと思います。

類型	概要	要件	補助率	補助額
成長分野進出枠 (通常類型)	成長分野に向けた新たな事業への取り組み	①付加価値額年平均成長率4.0%以上 ②以下(a)(b)のいずれかを満たす (a)給与支給総額年平均成長率2.0%以上 新事業の市場規模10%以上の成長見込み (b)現在の主事業の市場規模10%減少見込み かつ別の業種・業態の新事業へ取り組む	1/2 (2/3)	20人以下：1,500万 21～50人：3,000万 51～100人：4,000万
成長分野進出枠 (GX進出類型)	CO2削減等の環境に寄与する新たな事業への取り組み	①付加価値額年平均成長率4.0%以上 ②給与支給総額年平均成長率2.0%以上 市場規模10%以上の成長見込み ③指定14分野への取り組み	1/2 (2/3)	5人以下：3,000万 6～20人：5,000万
コロナ回復加速化枠 (通常類型)	新たな事業への取り組み	①付加価値額年平均成長率3.0%以上 ②コロナ借換保証等で既往債務を借り換えていること	2/3	5人以下：1,000万 6～20人：1,500万 21～50人：2,000万
コロナ回復加速化枠 (最低賃金類型)	新たな事業への取り組み	①付加価値額年平均成長率3.0%以上 ②コロナ借換保証等で既往債務を借り換えていること(任意要件(満たさなければ補助率2/3)) ③2022年10月～2023年9月までの間に、3ヶ月以上最低賃金+50円以内で雇用している従業員が10%以上いる	3/4 (2/3)	5人以下：500万 6～20人：1,000万 21以上：1,500万
サプライチェーン 強靱化枠	国内回帰を進める事業	①付加価値額年平均成長率5.0%以上他	1/2	1,000万～5億

▲事業再構築補助金の申請枠

細かな要件の解説は次回以降で取り上げさせていただければと思いますが、おそらく成長分野進出枠(通常類型)、もしくはコロナ回復加速化枠(通常類型枠)のいずれかに該当するかどうかというのが最初の検討材料になると思われます。

私もよくご相談時に話に出てくるのですが、「売上が下がっていたら申請できるのですか？」という売上の減少要件は今回から無くなっています。

今回からは、まずはどの程度要件に合致するのかという部分をしっかりと確認し、そもそも申請にチャレンジするに値するかどうかを専門家と一緒に検討していく必要があります。